

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人斎藤勝，同片岡壽，同関根靖弘の上告受理申立て理由について

原審の適法に確定した事実関係は，次のとおりである。

亡Dは，財産全部を妻である上告人に相続させる旨の本件遺言をした。本件遺言書の記載は，表題，本文，作成年月日並びに遺言者であるDの住所及び氏名から成るところ，そのうち，作成年月日である「平成十年十一月拾五日」の記載のうちの「拾五」の部分及び氏名はDが自筆で記載したが，その余の部分はワープロで印字されている。この印字部分は，上告人の子であるEの妻Fが，市販の遺言書の書き方の文例を参照し，ワープロを操作して，その文例にある遺言者と妻の氏名をD及びAに置き換え，そのほかは文例のまま入力し，印字したものである。Dは，本件遺言を秘密証書の方式によってすることとし，横浜地方法務局所属公証人G及び証人2人の前に本件遺言書を入れた封書を提出し，自己の遺言書である旨及びD自身がこれを筆記した旨述べたが，遺言書の筆者としてFの氏名及び住所を述べなかった。

【要旨】上記事実関係の下においては，本件遺言の内容を筆記した筆者は，ワープロを操作して本件遺言書の表題及び本文を入力し印字したFであるというべきである。Dは，公証人に対し，本件遺言書の筆者としてFの氏名及び住所を申述しなかったのであるから，本件遺言は，民法970条1項3号所定の方式を欠き，無効である。

これと同旨の原審の判断は正当として是認することができ，原判決に所論の違法はない。論旨は，独自の見解に立って原判決を非難するものにすぎず，採用するこ

とができない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 上田豊三 裁判官 金谷利廣 裁判官 奥田昌道 裁判官 濱田
邦夫)